

第4期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会(全体会)	回	第12回
日時	2016年5月30日(月)	13時30分	～ 15時45分
会場	スマイルなかの 障害者社会活動センター4階 多目的室		
検討内容			
<p>1 会長あいさつ</p> <p>熊本地震では現在も8,200人程が避難、住宅被害は10万件を超えた。行政の個人情報の開示が速やかに行われ、障害者の状況把握が比較的順調だった。障害者総合支援法改正案が先週可決されたが、65歳以降の介護保険優先の問題がある。4月から障害者差別解消法が施行されたが、きょうせんにによる「障害のある人の地域生活実態調査」では、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアの状態にある人は23%を占めるとされているが、障害のある人は99%に達する。また、年収100万円以下の貧困線を下回る障害者は56%。所得補償等の取組みの必要がある。</p> <p>2 相談支援機関会議</p> <p>◆第23回(2月24日開催)事例総数30件 知的軽度の方の財産管理についての課題が上げられた。</p> <p>◆第24回(3月30日開催)事例総数26件 日中活動後から就労している親の帰宅までの支援の場がなく、放課後等児童デイ等が受け皿となっている。土日も支援のニーズがあり、通常の支給日数を上回って支給決定している状況がある。</p> <p>◆第25回(4月27日開催)事例総数28件 地域定着支援で緊急時の支援・連絡体制の確保を行っても自立生活の確保ができない場合、アウトリーチにて支援する。今回の障害者総合支援法見直しにより、自立生活援助、服薬の状況、清掃の状況、精神状態の確認等の自立生活援助が新たなサービスとして検討されている。</p> <p>●第4期相談支援機関会議の概要 各相談支援事業所から提出された個別ケア会議件数総数は25年度286件、26年度322件。27年度は資料では260件だが、報告されていない会議を含めると総数は342件であり、前年比で約20件増であった。</p> <p>課題としては、居宅介護事業者から適切なサービス提供、介護保険への円滑な移行のための配慮、困難事例対応のための事業者間での情報共有、知的軽度の方の金銭管理および生活支援が上げられた。</p> <p>《意見交換概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援の事業成立が難しいのは、担い手がないのか、需要に合っていないのか。課題を抽出後、解決への段取りを具体化する必要があるのではないか。 →日中一次支援に空きがなく、随時利用できる実態になっていない。子供については放課後等児童デイ、成人については移動支援が受け皿になっているが、夕方利用可能なサービスが18歳以上は不足している。区でも時間外タイムケア事業を実施しているが十分ではなく、課題である。 →自立支援法移行後、個別支援計画など職員の事務量が増加した。報酬単価と比べ残業代が払えないため利用時間の短縮化が起きている一方、日中活動の時間帯延長の要望もある。国から時間延長をしてはならない通達がある現状で、一時支援の場をどう作っていけばよいか、検討が必要だ。 <p>3 各部会報告</p> <p>(1) 相談支援部会報告</p>			

(様式1)

●27年度活動報告

相談支援専門員情報交換会では、計画相談が進む中、相談員一人業務となっている事業所が多く、相談内容に対し相談の質の向上も必要という現状が認識された。研修は基幹相談支援センターにて2回開催された。来年度活動としては、家族・本人を含めた意見交換会開催の案が出されている。

発達障害理解促進勉強会では、当事者から困り事や希望する支援について伺った。

相談支援リーフレットは、相談支援事業所の役割の明確化、サービスにつながっていない方への周知を目的に1,000部の配布を予定。

《意見交換要旨》

- ・相談の受託法人と行政担当間で、相談事業の評価について委託相談、指定特定相談、勘案事項とのバランスについて議論が始まった。事業所としては一般相談に注力でき、アウトリーチもできるような評価を望んでいる。当協議会でもそういった相談支援の希望をいただけるといい。
- ・区内で指定を受け法人内の計画相談を行う事業所が増えている。利用者ではなくなった方の支援についてはすこやかで受けていただけるといい。特に精神障害の方については、現状すこやかを通さないと保健師に相談できない。件数が増えているため、法人内の事業所に限らず、必要な役割分担ができると良い。
- ・地域生活支援拠点については昨年度モデル事業が実施された。鹿児島市では建物を建てて事業開始、自立支援協議会で課題を共有しながら進めた。大分市では既存の相談支援事業所が24時間体制を順番で担う、面的な形を取った。拠点確保では、拠点と面的整備は合わせて実施の必要があると思う。

(2) 地域生活支援部会報告

◆第19回 3月8日開催

27年度活動報告書作成についての討議とマイナンバーについての情報交換を行った。

●27年度活動報告

障害のある方の住まいの確保、地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集と活用、相互理解を進めるための機会づくりを年間活動テーマとした。GH世話人情報交換会、大家さんセミナー、3部会合同セミナー「はじめの一步」を柱に情報交換等進めた。

GH世話人情報交換会は、新年度からの定例的開催に向け準備も行った。

《意見要旨》

- ・地域移行を進めるにあたり、一人暮らし等も含めた選択肢が少ない。どう進めるか課題だと思われる。

(3) 就労支援部会報告

●27年度活動報告

一般就労の促進、区内障害者就労施設の工賃向上、なかの障害者就労支援ネットワークの取組みへの支援を検討テーマとした。共同受注促進事業については成果を上げているが、B型施設でこなせる業務量が6割程に留まっている。今後、再度工賃調査を行い、共同受注促進事業の活用方法、自主生産品の販路拡大に向け検討を行う。

また、シティビルメン協同組合の研修会を、なかの障害者就労支援ネットワーク雇用就労部会と共同開催。3部会合同セミナーでは地域の方への啓発としてパネル展示を実施。区役所1階での自主生産品等の物品販売会は3回実施した。

《意見交換要旨》

(様式1)

- ・自主生産品の販売会は好評であった。
- 来年度は形を変え、引き続き実施したい。
- ・障害者就労について、ハローワークから情報等あれば伺いたい。
- 先週、厚生労働省、東京労働局から27年度の障害者の雇用状況が発表された。ハローワークを通じた障害者の就職件数は7年連続で増加の状況下、精神障害者の就職が大幅に拡大した。
- ・重度の方や視覚障害がある方の就職はなかなか進まないと聞く。ハローワークでは手帳の級数による就職者数についても統計を取っているのか。
- 障害の度合い、障害の部位による雇用状況の統計は取っているので、後日可能な範囲で提示したい。重度の方についても企業に理解を求めながら就労に向けていきたい。

4 事業者連絡会報告

(1) 居宅系事業者連絡会報告

●27年度活動報告

第1回連絡会では、東京都福祉保健局より、障害福祉事業者に対する実地検査の概要について講演、監査指導時に指摘されやすい点、書類の整備等について伺った。

第2回では、東京都福祉保健局より、介護保険と障害福祉サービスの違いについて伺った。研修会では根拠になる法令等について学び、事業者間での情報交換を実施した。障害福祉サービスで他社を利用している場合の情報共有、介護保険サービスと障害福祉サービスの理解・連携、人材確保など現場の課題を拾いながら来年度も進めていきたい。

《意見交換要旨》

- ・65歳以降の介護保険移行後も、区としては必要なサービスが継続して受けられるよう対応していると報告されている。地域によっては本人負担が9倍程になる。加齢による身体機能低下等も加わる。国は対応していただきたい。
- 総合支援法3年後の見直しについて、都からは介護保険移行により利用負担が増える中、様々な動きが予想されるとの説明に留まった。事業所連絡会でも検討し、都に情報提供を求めていきたい。

(2) 施設系事業者連絡会報告

◆第35回 3月17日開催

27年度新しく試みた施設間交流研修と、講演会アンケート結果等を来年度に向けて共有した。

●27年度活動報告

連絡会は年6回開催。例年同様、各回テーマに沿って話し合った。柱とした施設間交流研修と講演会を、来期につなげていく。施設間交流研修は期間に余裕を持ち交流の時間を充分設けていきたい。1月の講演会もしくは研修についてはテーマを検討中。経験年数等による階層別とする等工夫して開催したい。

《意見要旨》

- ・他施設職員との交流が進むと、地域の支援力につながっていく。来期もぜひ実施いただきたい。

○困難事例の経過報告

前回全体会で協議の希望があった困難事例について、その後の経過について説明があった。情報交換のルールについては今後も同様に対応していく。

- 各部会等で検討した案件で区に提言するものがあれば、部会等で案をつくり全体会にあげてほしい。

5 報告・提案事項 (事務局)

(1) 第5期中野区障害者自立支援協議会について

来期委員の選任については、事務局から各団体へ推薦依頼を送付させていただいた。知的障害の方の参加については、現状で参加可能な方が見付からない。来期途中からでも可能な方がいればぜひ参加いただくこととしたい。

(参加者全員)了承。

○自立支援協議会組織案について

(仮称)権利擁護部会の組織の事務局提案を、各部会と全体会で協議いただいた。前回全体会協議において、障害者差別解消支援地域協議会との関係を位置づける必要があるとの意見が出た。今後区としては、ユニバーサルデザインの指針となる条例制定、推進計画の策定、審議会の設置を行う予定となっており、障害者差別解消支援地域協議会についても審議会で検討する予定である。審議会の進行を見ながら来期(仮)権利擁護部会の設置についても検討いただければと思う。来期当初は、現行通りの組織編成としていきたい。

《意見交換要旨》

- ・ユニバーサルデザインを考える場合、障害特性や差異をなくす方向で進めると思うが、差別解消支援地域協議会の目指す方向とは違うのではないか。区では対応指針等作成しているのか。
→職員の対応マニュアルを各部署で作成した。対応要領は今年度早めの作成に向け検討している。障害の相談窓口は障害福祉分野としているが、条例化によって窓口の役割等を決めていけると思う。
- ・ユニバーサルデザインは望ましいことを提案し、それが叶う方向へ進めていくイメージ。差別解消支援地域協議会は申立てが出発点で、対応に困った事例等、日常の生々しい部分の相談もある。それを障害福祉分野だけが担うのは、差別解消法が目指す方向と違う、として進めている自治体もある。現状では障害福祉分野の担う部分の具体策も見えてこない。
→ユニバーサルデザインの推進はもともと障害者の差別解消対応として、障害福祉、企画、人事で議論してきた。区の事務局は企画担当が所管となり、障害福祉、広報、まちづくりなど複数の部署が連携して全庁的な対応で取り組んでいく。第2回定例会で条例提案し、8月以降に審議会を設置する。委員には地域の方に加え、障害、高齢、まちづくり担当もオブザーバーとして参加する。
- ・仕組みが大掛かりで、身近な問題を身近なところで解決するのは距離感がある。準備室的な要素として部会を作ってもいいと思う。
→地域の協議会としては、自立支援協議会のメンバーに加え、法曹界や学識経験者も加わるのが一般的な形。弁護士等専門家の意見を聞く予算は確保している。
→既存の各部会から、差別解消として気になることがあれば意見を上げていってはどうか。
- ・一般の方々が差別に当たらないと思っていることが、障害を持つ方々には差別にあたり、不自由に感じるということがある。本来そういったことについて、一般の方々と議論し着地点を決める議論の場が必要ではないか。ユニバーサルデザイン推進においては、参加者も一般の方がほとんどとなるようだが、障害を持つ方々の毎日の不自由さが伝わるユニバーサルデザイン推進であってほしい。
→委員数は限られており、高齢や商業関係の団体等も入ってくるため、審議会に障害を持つ方が多く入るのは難しいかもしれない。条例は当事者より個別のヒアリングをした上で決めていくと思う。
- ・差別解消法ができて主導は本人たちではないと感じる。当事者の方が参加されている各部会で、差別に当たるとされるケースについて話し合い、全体会に伝えていただきたい。
- ・差別解消法は障害福祉分野だけの問題ではなく、受け皿がどう変わっていくかが課題。一人でも多く

(様式1)

の人に障害当事者の不便さを伝えられるよう、各部会が困り事について情報を集約し、全体会に課題を挙げて検討してはどうか。

→国連の権利条約で言うように他の国民と平等にすることが望ましいが、合理的配慮の面で過度な負担については事業者の努力義務とされており、弱さはある。各部会で差別、人権擁護の問題として取り上げるべきものは報告いただき、改善に向けて努力したい。

(2) その他

○中野区立南部障害児通所支援施設の開設について（事務局）

今年 9 月に開設予定。障害や発達に課題のある子どもが対象。運営は指定管理者（正夢の会）。名称は中野区療育センター「ゆめなりあ」。指定管理期間は平成 28 年 9 月 1 日～33 年 3 月 31 日。

児童発達支援事業（未就学児童対象、一日定員 30 名）、放課後等デイサービス事業（小学生から高校生対象。1 日定員 20 名）、保育園等巡回訪問事業、相談支援事業（段階的に計画相談等も実施）、一時保護事業（1 日定員 3 名）。6 月末施設竣工、9 月 1 日開設予定。6 月 28 日に施設説明会および講演会を開催。中野区産業振興センター3 階大会議室にて。

6 その他

○精神障害者の地域移行について

・相談支援機関会議の報告で、200 人の方が社会的入院との報告があった。日本精神科病院協会のアンケートでも、4 割の方が退院できると医療従事者が回答している。地域移行で 10 人取り組めば、年間 20 人は可能と思われる。目標人数設定について自立支援協議会としても検討いただきたい。

→国からは入院して数年経つ方についての退院の目標数値は出ている。区としても今年度は増員し取り組み強化に向けて動いている。情報を把握し、必要な支援を探りたい。

○夕方の居場所、見まもりについて

・放課後等児童デイと日中一時支援の指定基準の違いは、放課後等デイサービスは学校とは別の場で事業者が行い、18 歳以上が利用する日中一時支援についてはショートステイを一緒に行うという点だったと思う。利用するときは移動支援を利用して作業所等へ行くが、事業者がやるには難しい。

・保護者からは作業所での時間延長の要望もあるが、事業者には難しく、利用者にとってもそのまま居続けて見守りになるのかと思う。児童デイケアとの違いを解消するのであれば、送迎付でショートが付いていなくても事業所で開設でき、利用者にとって居場所があって有効な時間が過ごせるといい。

→通常の就労継続支援 B 型や生活介護利用者が帰宅するのが 4 時頃で、家族が就労している場合は家族が帰っていない時間となる。放課後デイは 6 時、7 時まで開所のため家族が帰るまでカバーできるが、本来は療育に必要な時間のみ支給すべきである。居場所として他の場が必要だが、現状では夕方だけ開所できる事業所はないため、区の支援や場所が必要になる。他区では GH で夕方利用者を集め、夕食を出して帰す仕組みも行われている。

・これまで課題の提起で終わっていたが、相談できちゃんとやりとりし事業者に投げかけてはどうか。少しづつ支援者が頑張るのか利用者到我慢してもらうのか、検討をしてはどうか。

→10 か年計画にはタイムケアの充実として入れている。議論は区内部でも必要と考えている。

・移動支援と日中一次支援を切り分けると需要が変わってくる。利用者全体の動きを見る必要がある。

→基本的には送迎とセットの仕組みになるかと思う。ぜひ検討をしていきたい。

(様式1)